

救急車の適正利用のお願い

軽いケガや緊急性のない安易な救急要請の増加は、命の危険がある重症傷病者への対応の遅れを招きます。

救急車を要請するときは、緊急性があり、救急車以外に搬送手段がないかもう一度考えてみてください。

(こんな時は考えてください)

- ・ 病院に行くと待たされる
- ・ 入院、通院のためのタクシー代わり
- ・ 救急車はタダだから・・・
- ・ 緊急性のない軽いケガや病気（手足の擦り傷、風邪、歯痛、酒酔い）

(救急車を要請する主な症状)

- ・ 急に倒れた、意識がない
- ・ 激しい頭痛、胸痛、腹痛など
- ・ 交通事故による負傷
- ・ 息苦しそう、息をしていない
- ・ ケイレンが続くとき
- ・ 広い範囲のやけどをしたとき

(平成 23 年砺波地域消防組合消防年報より)

(h22.1.1～h22.12.31)

搬送人員 3,783 人の傷病程度内訳は、死亡 66 人(1.8%)、重症 447 人(11.8%)、中等症 1,333 人(35.2%)、軽症 1,937 人(51.2%)の搬送状況です。

(小矢部市含む)

救急車を呼ぼうか迷ったときや症状から見ても緊急性がある場合は、迷わず 119 番してください。

救急車は緊急車両です。サイレンの吹鳴と赤色灯を点灯し出動します。

【参考】総務省消防庁救急利用マニュアル

(http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/index.html)

- 本当に救急車が必要ですか? ～救急車・適正利用についてのお願い～
- 救急車の適正利用で、救える命を守ろう